

減免制度について

大治町に住所を有する児童が利用する場合で、下表に該当する世帯については利用料の減免が受けられます。

区分	1日当たりの減免額
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給の世帯を含む。）である場合 2 母子家庭世帯、父子家庭世帯又は養育者家庭世帯であって、施設を利用する月の属する年度（当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯である場合	全額免除
1 施設を利用する月の属する年度（当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯である場合 2 母子家庭世帯、父子家庭世帯又は養育者家庭世帯であって、施設を利用する月の属する年度（当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税課税世帯である場合	半額免除

■減免を受けるための手順

①減免申請をする方は、利用登録する際に「**病児・病後児保育事業利用料減免申請書**」をみきクリニックへ提出します。



②みきクリニックは提出いただいた申請書を役場子育て支援課に送付し、減免要件に該当すれば、「**病児・病後児保育事業利用料減免決定通知書**」をみきクリニック経由で減免申請者に通知します。

※減免には有効期間があります。有効期間が過ぎると減免されません。

※「**病児・病後児保育事業利用料減免申請書**」は、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。